

平成30年度 川内看護専門学校運営支援補助金

評価表

NO.

14

所管部課名	市民福祉部 市民健康課		担当者	茶圓 由香				
事務事業名	川内看護専門学校運営支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	10,000 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 10,000 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	高等課程学生数		前年度増		平成32年度			
成果指標②	専門課程及び新3年課程学生数		前年度増		平成32年度			
補助対象者	川内看護専門学校							
補助対象経費	川内看護専門学校の運営に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	将来的に看護師を確保する体制の整備及び安定的な看護師の確保							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	運営に要する経費から、その他の収入を控除した額の2分の1に相当する額と予算を比較							
上記項目の積算方法	川内看護専門学校運営支援補助金交付要領 第3条							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年の決算状況	項目		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		117,602,175	92.2%	101,655,970	91.0%
		会費収入			39,246,700	30.8%	26,673,700	23.9%
		事業収入			22,880,055	17.9%	13,570,042	12.2%
		寄付金・その他助成			22,231,000	17.4%	21,666,000	19.4%
		繰入金収入			32,709,653	25.6%	39,383,513	35.3%
		雑収入			534,767	0.4%	362,715	0.3%
		市補助金			10,000,000	7.8%	10,000,000	9.0%
	計	0		127,602,175	100.0%	111,655,970	100.0%	
	支出	事業費			31,363,388	24.6%	24,364,552	21.8%
		人件費			94,354,584	73.9%	85,715,315	76.8%
		その他事務費			1,884,203	1.5%	1,576,103	1.4%
		計	0		127,602,175	100.0%	111,655,970	100.0%
	支出計/前年度支出計						87.5%	
自己資金/前年度自己資金						86.4%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数								
成果指標の推移①				51		43		
成果指標の推移②				63		36		
特記すべき事項等	平成28年度「新規」 ・川内看護専門学校の円滑な運営及び医療従事者の安定的な確保に資するためのものであり、安定的な学校運営により、地域に根ざす医療従事者を養成し、地域医療体制を充実させることにより、市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与できる。 【その他】 平成31年度から新課程が開校するため、「専門課程」は平成29年度以降募集停止、「高等課程」は平成30年度以降募集停止となっている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	安定的な学校運営により、地域に根ざす医療従事者を養成し、地域医療体制を充実させることにより、市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与できる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	市内唯一の看護学校であり、新課程が開始される平成31年度までの「高等課程」及び「専門課程」の学生募集停止により、学校運営に支障を来すことなく、看護職養成教育が継続できるよう運営経費を補助することが必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地元医療に貢献する医療従事者の育成及び確保を図ることができる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市が直営する病院を持たずに看護学校を運営する自治体はあまりない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要綱の算出方法により、対象となる補助経費を明確にし補助交付額を決定しているものであり妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	既存課程を閉鎖し、新たに課程創設するなど、学生確保に取り組んでいる。学生減に伴う自主財源の補填に基金を取り崩して対応している。平成33年度には、学校運営に必要な学生を確保できる予定であり、安定的な学校運営が期待できる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内に看護学校があることで、将来的な医療従事者の育成及び地元の看護師確保につながる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	運営を支援することにより、看護師を養成し地域医療体制の充実につながる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	「川内看護専門学校運営支援補助金交付要領」に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 新課程開設の初年度までは、補助を継続する。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止
			□廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

川内看護専門学校運営支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内看護専門学校運営支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内看護専門学校運営支援補助金に係る補助事業等は、川内看護専門学校の円滑な運営及び医療従事者の安定的な確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川内看護専門学校運営支援補助金の額は、次条に定める経費からその他の収入を控除した額の2分の1に相当する額と予算を比較して予算の範囲内において定める。

2 前項に規程する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 川内看護専門学校運営支援補助金は川内看護専門学校の運営に要する経費について交付する。

(交付の期間)

第5条 川内看護専門学校運営支援補助金は、平成28年度から平成32年度までの5年間を限度とする。

(交付の申請)

第6条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第7条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該川内看護専門学校運営支援補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 川内看護専門学校運営支援補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 川内看護専門学校運営支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 高等課程学生数
- (2) 専門課程及び新3年課程学生数

(補助事業者等の責務)

第10条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の保健・医療施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。